

令和 7 年 9 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第 6 5 号	大東市職員の育児休業等に関する条例	
	(1) 公布の日施行分-----	1
	(2) 令和 7 年 1 0 月 1 日施行分-----	1
	大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例-----	7
・議案第 6 6 号	大東市市税条例	
	(1) 令和 8 年 1 月 1 日施行分-----	1 1
	(2) 令和 8 年 4 月 1 日施行分-----	1 5
	(3) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日 施行分-----	1 9
・議案第 6 7 号	大東市下水道条例-----	2 1
・議案第 6 8 号	大東市水道事業給水条例-----	2 5
	大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例-----	2 7
・議案第 6 9 号	大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例-----	2 9
・議案第 7 0 号	大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成 の公費負担に関する条例-----	3 1

議案第 6 5 号

大東市職員の育児休業等に関する条例
大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

新
(大東市職員の育児休業等に関する条例) <公布の日施行分> 第 1 条 ～ 第 2 1 条 (略) (部分休業の承認) 第 2 2 条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条の 2 第 2 0 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 第 2 3 条 ～ 第 2 7 条 (略) <令和 7 年 1 0 月 1 日施行分> (目的)

主要改正点

・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、新たな取得形態による部分休業が追加されたことに伴い、1 年につき請求することができる当該部分休業の時間の上限を定める等、条文中の文言の整理をしたこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 2 1 条 (略) (部分休業の承認) 第 2 2 条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）<u>第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 第 2 3 条 ～ 第 2 7 条 (略) (目的)

新

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第20条 （略）
（部分休業を請求することができない職員）

第21条 （略）

(1) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）

(2) （略）

（第1号部分休業の承認）

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条第1項の規定に該当する育児時間の休暇（以下「育児時間休暇」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護

旧

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるほか、育児休業法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。

第2条 ～ 第20条 （略）
（部分休業を請求することができない職員）

第21条 （略）

(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(2) （略）

（部分休業の承認）

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内において30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条第1項の規定に該当する育児時間の休暇（以下「育児時間休暇」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

新

を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第２２条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- （１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２２条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２２条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （１） 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分
- （２） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２２条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又

旧

労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

新

は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（第２４条において「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第２３条 職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員を除く。）が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第３１条（会計年度任用職員給与条例第７条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第３０条（会計年度任用職員給与条例第７条において準用する場合を含む。）に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

２ 地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（時間額により報酬を定められている者を除く。）が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第１８条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して支給する。

（１） ～ （２） （略）

（部分休業の承認の取消事由）

第２４条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

第２５条 ～ 第２７条 （略）

（大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

第１条 ～ 第１６条の２ （略）

旧

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第２３条 職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第３１条（会計年度任用職員給与条例第７条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第３０条（会計年度任用職員給与条例第７条において準用する場合を含む。）に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

２ 地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（時間額により報酬を定められている者を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、会計年度任用職員給与条例第１８条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して支給する。

（１） ～ （２） （略）

（部分休業の承認の取消事由）

第２４条 第１６条の規定は、部分休業について準用する。

第２５条 ～ 第２７条 （略）

第１条 ～ 第１６条の２ （略）

新

(給与の減額)

第 1 7 条 (略)

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 1 8 条 ～ 第 1 9 条 (略)

旧

(給与の減額)

第 1 7 条 (略)

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第 1 8 条 ～ 第 1 9 条 (略)

大東市市税条例 新旧対照表

新
＜令和 8 年 1 月 1 日施行分＞
第 1 条 ～ 第 3 4 条 （略） （所得控除）
第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2 5，0 0 0，0 0 0 円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
第 3 4 条の 3 ～ 第 3 6 条 （略） （市民税の申告）
第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9，0 0 0，0 0 0 円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自

主要改正点

- ・ 個人住民税における所得控除に関し、特定親族特別控除を新たに設けたこと。
- ・ 市たばこ税における加熱式たばこの課税方式を見直したこと。

旧
第 1 条 ～ 第 3 4 条 （略） （所得控除）
第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2 5，0 0 0，0 0 0 円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
第 3 4 条の 3 ～ 第 3 6 条 （略） （市民税の申告）
第 3 6 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9，0 0 0，0 0 0 円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自

新

己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 ～ 8 (略)

第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2 ～ 6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る

旧

己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 ～ 8 (略)

第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2 ～ 6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る

新
所得を有する者であつて、合計所得金額が 9 5 0 , 0 0 0 円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2 ～ 5 (略) 第 3 6 条の 4 ～ 第 1 4 5 条 (略) <令和 8 年 4 月 1 日施行分> 本則 (略) 附 則 第 1 条 ～ 第 1 6 条の 2 (略) <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)</u>に係る第 9 4 条第 1 項の製造た

旧
所得を有する者であつて、合計所得金額が 9 5 0 , 0 0 0 円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は扶養親族(年齢 1 6 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) ～ (2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2 ～ 5 (略) 第 3 6 条の 4 ～ 第 1 4 5 条 (略) 本則 (略) 附 則 第 1 条 ～ 第 1 6 条の 2 (略)

新

ばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

旧

新
(1) <u>第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u> 第 1 6 条の 3 ～ 第 2 9 条 （略） ＜地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日施行分＞ 第 1 条 ～ 第 1 7 条 （略） （公示送達） 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を大東市公告式条例（昭和 3 1 年条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示板に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u> 第 1 8 条の 2 （略） （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 第 1 8 条の 4 ～ 第 1 4 5 条 （略）

旧
第 1 6 条の 3 ～ 第 2 9 条 （略） 第 1 条 ～ 第 1 7 条 （略） （公示送達） 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、大東市公告式条例（昭和 3 1 年条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示板に<u>掲示して行うものとする。</u> 第 1 8 条の 2 （略） （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 第 1 8 条の 4 ～ 第 1 4 5 条 （略）

大東市下水道条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （排水設備の接続方法及び排水管の内径等）
第 3 条 （略） （1） ～ （3） （略） （4） 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、上下水道事業管理者（ <u>第 5 条第 1 項ただし書を除き、以下「管理者」という。</u> ）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。こと。 ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で延長 3 メートル以下のものの内径は、7 5 ミリメートル以上とすることができる。 （略）
（5） ～ （6） （略）
第 4 条 （略） （排水設備の新設等の工事の施行）
第 5 条 排水設備の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備の工事に関し大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例（平成 1 2 年条例第 3 9 号）第 5 条の規定により管理者の指定を受けた工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
2 （略）

主要改正点

- ・災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者が排水設備の新設等の工事を行うことができることとしたこと。
- ・公共下水道に関する排水基準について、臭気に関することを削除したこと。

旧
第 1 条 ～ 第 2 条 （略） （排水設備の接続方法及び排水管の内径等）
第 3 条 （略） （1） ～ （3） （略） （4） 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、上下水道事業管理者（ <u>以下「管理者」という。</u> ）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。こと。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で延長 3 メートル以下のものの内径は、7 5 ミリメートル以上とすることができる。 （略）
（5） ～ （6） （略）
第 4 条 （略） （排水設備の新設等の工事の施行）
第 5 条 排水設備の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、排水設備の工事に関し大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例（平成 1 2 年条例第 3 9 号）第 5 条の規定により管理者の指定を受けた工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。
2 （略）

新
第 6 条 ～ 第 1 0 条 （略） （除害施設の設置等） 第 1 1 条 （略） （1） ～ （10） （略） （11）色 放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと。 2 ～ 3 （略） 第 1 2 条 ～ 第 3 8 条 （略）

旧
第 6 条 ～ 第 1 0 条 （略） （除害施設の設置等） 第 1 1 条 （略） （1） ～ （10） （略） （11）色 <u>又は臭気</u> 放流先で支障をきたすような色 <u>又は臭気</u> を帯びていないこと。 2 ～ 3 （略） 第 1 2 条 ～ 第 3 8 条 （略）

大東市水道事業給水条例
大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例

新
(大東市水道事業給水条例) 第 1 条 ～ 第 3 条 (略) (給水装置の新設等の申込み) 第 4 条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、上下水道事業管理者 <u>（第 6 条第 1 項ただし書を除き、以下「管理者」という。）</u> の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 (略) 第 5 条 (略) (工事の施行) 第 6 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 ～ 3 (略) 第 7 条 ～ 第 4 2 条 (略)

主要改正点

- ・災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者等が給水装置工事等を行うことができることとしたこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 3 条 (略) (給水装置の新設等の申込み) 第 4 条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、上下水道事業管理者 <u>（以下「管理者」という。）</u> の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 (略) 第 5 条 (略) (工事の施行) 第 6 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 ～ 3 (略) 第 7 条 ～ 第 4 2 条 (略)

新
(大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例)
第 1 条 (略)
(定義)
第 2 条 (略)
2 (略)
(1) 戸別浄化槽施設 し尿と併せて生活排水を処理する浄化槽のうち、規程で定める住宅及び事業所（以下「住宅等」という。）に設置するものであって、上下水道事業管理者（<u>第 1 8 条ただし書を除き、以下「管理者」という。</u>）が戸別、棟別又は複数の住宅等において共同で使用するために設置し、管理する浄化槽をいう。
(2) ～ (3) (略)
第 3 条 ～ 第 1 7 条 (略)
(排水設備の工事の実施)
第 1 8 条 排水設備の新設等の工事は、大東市下水道条例（平成 9 年条例第 1 9 号。以下「下水道条例」という。）<u>第 5 条本文に規定する指定工事店でなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
第 1 9 条 ～ 第 3 4 条 (略)

旧
第 1 条 (略)
(定義)
第 2 条 (略)
2 (略)
(1) 戸別浄化槽施設 し尿と併せて生活排水を処理する浄化槽のうち、規程で定める住宅及び事業所（以下「住宅等」という。）に設置するものであって、上下水道事業管理者（<u>以下「管理者」という。</u>）が戸別、棟別又は複数の住宅等において共同で使用するために設置し、管理する浄化槽をいう。
(2) ～ (3) (略)
第 3 条 ～ 第 1 7 条 (略)
(排水設備の工事の実施)
第 1 8 条 排水設備の新設等の工事は、大東市下水道条例（平成 9 年条例第 1 9 号。以下「下水道条例」という。）<u>第 5 条の規定により管理者の指定を受けた排水設備工事に係る指定工事店でなければ行ってはならない。</u>
第 1 9 条 ～ 第 3 4 条 (略)

大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例

新
第 1 条 ～ 第 7 条 （略） （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第 8 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>5 8 6 円 8 8 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 6 , 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第 9 条 ～ 第 1 0 条 （略）

主要改正点

- ・大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げたこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 ～ 第 7 条 （略） （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第 8 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、 <u>5 4 1 円 3 1 銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 6 , 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 第 9 条 ～ 第 1 0 条 （略）

議案第 7 0 号

大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

新
第 1 条 （略） （ビラの作成の公費負担）
第 2 条 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、 <u>8 円 3 8 銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合にあっては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 9 3 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により大東市に帰属することとならない場合に限る。
第 3 条 （略） （ビラの作成の公費負担額及び支払手続）
第 4 条 大東市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円 3 8 銭</u> を超える場合は、 <u>8 円 3 8 銭</u> とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。
第 5 条 （略）

主要改正点

- ・大東市議会議員及び大東市長の選挙の選挙運動におけるビラの作成に係る費用の公費負担の限度額を引き上げたこと。

新旧対照表

旧
第 1 条 （略） （ビラの作成の公費負担）
第 2 条 大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、 <u>7 円 7 3 銭</u> にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合にあっては、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 9 3 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により大東市に帰属することとならない場合に限る。
第 3 条 （略） （ビラの作成の公費負担額及び支払手続）
第 4 条 大東市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 7 3 銭</u> を超える場合は、 <u>7 円 7 3 銭</u> とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。
第 5 条 （略）

印刷物番号

7 - 3 0
